

足額については、町の財源を充てている。

収入及び支出の増減を見ると、表4のとおり、平成28年度は、前年度末までに都が専用水道施設を設置し、平成28年4月中、当該施設の水質確認検査等を行ったことにより、一部を除き施設を閉鎖したことから、施設利用者の減少に伴う施設利用料の減少が見られるとともに、当該施設の維持管理に要する費用の増加も見られ、収支の差が前年度より大きくなった。平成29年度は、前年度中のような施設閉鎖期間はなく、施設利用者が前年度に比べて増加したことに伴い、施設利用料の増加、人件費及び事業費等の減少が見られたことから、収支の差が前年度より小さくなった。

(表4) 公の施設の管理運営に係る収益及び費用の状況 (単位：円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
収入	委託料	49,065,000	52,960,000	51,133,000
	施設利用料	8,898,050	6,957,200	8,961,800
	合計	57,963,050	59,917,200	60,094,800
支出	人件費	25,693,912	27,901,683	25,321,677
	事業費等	33,320,058	37,388,448	37,196,620
	合計	59,013,970	65,290,131	62,518,297

海ふるさと村では、施設利用者やイベント参加者へのアンケートを行うことで利用者ニーズの把握に努め改善を図る。新たなニーズを掘り起こして施設利用者を増やす、施設の維持管理に係る作業を職員自らが行って経費節減を図るなど、様々な取組を行ってきた。

平成28年度には、町は、施設の補修及び修繕を行うとともに、「町内高齢者日帰り体験教室」を新たに開催した。また、交通手段が限られていることから、交通事業者のホームページにリンクする、宿泊施設の空室状況等をホームページに掲載するなど、広報を充実させた。

平成29年度には、ホームページをリニューアルし、自然教室等イベントの更なる情報発信を進め、フェイスブックの活用による空室状況の更新を図った。また、町内で導入されている無料WiFiの通信環境を整備し、一部施設において利用を可能とし、施設利用者の利便性を向上させた。さらに、町の他の事業と連動した職業体験を実施するとともに、平成28年2月に国際ジャキ協会から「国際優秀つばき園」に認定された島内3か所の椿園を回る優秀椿園見学ツアーを開催した。

海ふるさと村は、昭和61年の開業以降、各施設の老朽化が進んでいる。また、平成27年度から支出が収入を上回る状況が続いており、施設利用者を増やすこと等により収入を増やしていく必要がある。町は、施設の維持補修を行うとともに、町内外の団体や企業、大島公園事務所をはじめとした都の機関と更なる連携を進め、事業の充実を図り、指定管理者としての業

務を着実に進めていくことを望むものである。

指定管理事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、町による指定管理者としての受託業務は、監査を実施した限りにおいて、目的に沿って運営されていると認められる。

第4 運営状況の概要

1 事業実績

(1) 施設規模等

目的	施設規模
地域の優れた自然環境を保全し、自然とのふれあいを主体とした都民の健全なレクリエーションの場を提供するとともに、あわせて、環境保全の担い手となる地域住民や都民との協働を促進するため、その活動拠点を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>セントラルロッジ (管理棟) (宿泊棟)</li> <li>キヤンツ場</li> <li>テニスコート</li> <li>その他</li> </ul>
主な業務内容	<p>1 管理運営業務</p> <p>(1) 管理業務</p> <p>(2) 環境教育活動業務</p> <p>2 維持管理業務</p> <p>(1) 施設管理</p> <p>(2) 園地管理</p>

(2) 公の施設の管理運営に係る実績

事業その他	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
宿泊者・有料用具等利用者			
セントラルロジ	273 日	335 日	365 日
営業日数	273 日	331 日	359 日
キャンゾ場	273 日	329 日	359 日
延人数	7,357 名	6,773 名	8,916 名
満足度調査結果(注1)	86%	86%	88%
自然教室等イベント			
回数	1 回	7 回	10 回
参加人数	6 名	136 名	137 名
満足度調査結果(注2)	100%	100%	100%

(注1) 施設の実績報告書によると、町では、接遇、管理及びサービスに係る調査項目について

4段階評価をもらった結果、上位2段階の「満足」及び「まあ満足」の回答を「満足」としている。表中の数字は、「満足」又は「まあ満足」の回答が得られた割合である。

(注2) 施設の実績報告書によると、町では、内容、講師及び職員の対応について4段階評価をもらった結果、上位2段階の「面白かった」及び「普通」の回答を「満足」としている。表中の数字は、「面白かった」又は「普通」の回答が得られた割合である。

大島町商工会

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第19条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	大島町商工会	平成30年5月11日	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	産業労働局、生活文化局	平成30年4月27日	

2 団体の概要

設立の目的	商工会法(昭和35年法律第89号)に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和36年12月 法人設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供</li> <li>商工業に関する講習会・展示会等の開催</li> <li>商工業に関する調査研究</li> </ul>
所在地	東京都大島町元町一丁目1番14号
組織・人員	会員398名で組織され、役員27名(会長1名、副会長2名、理事22名、監事2名、全て非常勤) 事務局職員4名
都との関係	補助金(表1) 2,671万余円(平成28年度交付額) (産業労働局) 2,862万余円(平成29年度交付額) 補助金(表1) 30万円(平成28年度交付額) (生活文化局) 30万円(平成29年度交付額)

(注) 上記数値等は、平成30年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費(補助率：10/10以内)	22,271	26,717	28,621
地区花火大会事業補助金	地区花火大会事業補助金交付要綱	区市町村が主催又は補助する花火大会に要する経費	300	300	300
合計			22,571	27,017	28,921

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、大島町商工会(以下「商工会」という。)の補助対象事業について、主に、商工会が行う経営改善普及事業のうち、経営相談事業及び地域活性化事業に関するものが、その機能を活用し、小規模事業者の経営の改善、発達を支援するものとなっているかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融幹旋	記帳指導
平成27年度	631	199	4	25	6	0
平成28年度	600	201	4	27	7	354
平成29年度	588	197	5	22	13	256

(イ) 地域活性化事業

事業内容

- 経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等
- ジオパーク(注1)を背景とした地域ブランド確立に向けた調査・構築事業(注2)

(注1) 地域活動の遺産を見所とした自然の中の公園  
(注2) 平成29年度に実施

イ 地区花火大会事業

地区花火大会事業	事業の内容
花火大会事業助成	大島のイメージをアップし、来島客及び滞留客の増加を図り、地区内商工業者の振興と安定に寄与することを目的として実施する事業 (平成27年度：919発、平成28年度：908発、平成29年度：965発)

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経営改善普及事業(経営相談事業)	18,540	23,577	23,619
経営改善普及事業(地域活性化事業)	5,017	5,048	6,680
地区花火大会事業	3,230	3,230	3,730

八 大 町

第1 監査の目的  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等が適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	八丈町	平成30年5月22日	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	福祉保健局、産業労働局	平成30年4月27日	

2 団体の概要

所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2(町夜場)
地勢	(面積) 72.18 km <sup>2</sup> (東京・八丈島間の距離) 約290 km
人口	4,387 世帯 7,567 人
補助金	70件 10億6,063万9千円(平成28年度交付額)
	59件 13億3,833万9千円(平成29年度交付額)
うち、今回監査対象(表1)	12件 8,343万円(平成28年度交付額)
	11件 7,571万9千円(平成29年度交付額)
負担金	9件 3億5,792万9千円(平成28年度交付額)
	9件 3億2,834万9千円(平成29年度交付額)
うち、今回監査対象(表2)	4件 3,355万9千円(平成28年度交付額)
	4件 3,215万9千円(平成29年度交付額)
交付金	28件 16億8,765万9千円(平成28年度交付額)
	28件 19億1,602万9千円(平成29年度交付額)

(注) 上記数値等は、面積及び人口は平成29年10月1日現在、その他は平成30年3月31日現在である。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

所管局	補助金名	根拠	補助対象(補助率)	交付額		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉保健局	市町村公立病院等医師派遣事業補助金	市町村公立病院等医師派遣事業補助金交付要綱	へき地の公立医療機関等に派遣される医師への派遣手当に要する経費を補助(基準額以内)	10,480	10,450	10,410
	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助要綱	区市町村が行う高齢者の福祉サービス事業に要する経費を補助(補助率：1/2等)	9,294	9,270	8,841
	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助要綱	地域の実情に応じ制意工夫を凝らし主体的に実施する福祉等の推進事業に要する経費を補助(補助率：1/2等)	7,390	7,390	7,340
	義務教育就学児童医療費助成事業	義務教育就学児童医療費助成事業補助要綱	義務教育就学期にある児童を養育する者への医療費の助成に要する経費を補助(補助率：1/2)	7,026	6,044	6,634
	検診体制支援	健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金交付要綱	島しょ地区住民を対象とした健康診査等に要する経費を補助(補助率：2/3)	5,685	5,685	5,685
	東京都へき地医療運営費等補助金	東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱	へき地において医師の確保や診療体制の充実等に要する経費を補助(基準額以内)	3,954	4,382	4,112
	乳幼児医療費助成事業	乳幼児医療費助成事業補助要綱	乳幼児を養育する者への医療費の助成に要する経費を補助(補助率：1/2)	5,000	4,896	5,329
	東京都シルバー人材センター事業補助金	東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱	シルバー人材センターに対し、区市町村が補助に要する経費を補助(補助率：1/2以内)	9,816	9,816	9,816
	東京都新規就業者確保事業費補助金	東京都新規就業者確保事業費補助金交付要綱	経営開始直後の新規就業者等に対し、区市町村が補助に要する経費を補助(定額)	750	6,750	6,750
	東京都多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金	東京都多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金交付要綱	多摩・島しょの市町村が行う観光施設整備等の事業に要する経費を補助(補助率：1/2以内)	9,736	5,306	5,949
産業労働局						

所管局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
産業労働局	水産物加工・流通促進対策事業費補助金	水産物加工・流通促進対策事業費補助金交付要綱	水産物加工・流通促進対策事業に要する経費を補助（補助率：3/4以内）	4,263	7,441	4,845
	漁村地域防災力強化事業費補助金	漁村地域防災力強化事業費補助金交付要綱	町村等が行う漁村地域防災力強化事業に要する経費を補助（補助率：3/4以内等）	20,595	6,000	-
合計				93,989	83,430	75,711

(表2) 負担金の交付状況

所管局	負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
福祉保健局	保険基盤安定負担金	後期高齢者医療保険基盤安定部負担金交付要綱	低所得者等への保険料軽減措置に対し東京都後期高齢者医療広域連合の財政基盤の安定を図るため軽減分の一部を負担（負担割合：3/4）	22,076	21,822	21,163
	高額医療費共 同事業負担金	国民健康保険 高額医療費共 同事業部負担 金交付要綱	高額な医療費発生による区市町村保険者の財政運営の不安定性を緩和するため、東京都国民健康保険団体連合会への拠出金の一部を負担（負担割合：1/4）	8,499	9,864	9,457
	特定健康診査 等負担金	国民健康保険 特定健康診 査・保健指導 部負担金交付 要綱	医療保険者が行う、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導に係る経費の一部を負担（負担割合：1/3）	952	1,032	1,017
	低所得者保険 料軽減部負担 金	低所得者保険 料軽減部負担 金交付要綱	区市町村が一般会計から介護保険特別会計に繰り入れる繰入金の一部を負担（負担割合：1/4）	853	833	820
合計				32,382	33,552	32,457

(単位：千円)

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、表1及び表2の補助金等を監査対象として選定し、団体の補助対象事業について、主に、財政援助の目的に沿って適切に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているかなどの観点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されたと認められる。

八丈町商工会

第1 監査の目的  
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局		
区分	監査の対象	実地監査期間
団体	八丈町商工会	平成30年5月24日
局	産業労働局	平成30年4月27日
		平成28年度及び平成29年度の補助対象事業

2 団体の概要

設立の目的	商工会法(昭和35年法律第89号)に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立
主な沿革	昭和45年2月 法人設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供</li> <li>商工業に関する講習会・展示会等の開催</li> <li>商工業に関する調査研究</li> </ul>
所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2
組織・人員	会員358名で組織され、役員30名(会長1名、副会長2名、理事25名、監事2名、全て非常勤)事務局職員5名
都との関係	補助金(表1) 2,704万余円(平成28年度交付額) (産業労働局) 2,694万余円(平成29年度交付額)

(注) 上記数値等は平成30年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

補助金名	根拠	補助対象(補助率)	交付額		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費(補助率:10/10以内)	26,948	27,043	26,949

(単位:千円)

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、八丈町商工会(以下「商工会」という。)の補助対象事業について、主に、商工会が行う経営改善普及事業のうち、経営相談事業及び地域活性化事業に関するものが、その機能を活用し、小規模事業者の経営の改善、発達を支援するものとなっているかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

年度	巡回指導					窓口指導			集団指導		個別指導		金融助産		冠帳指導		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	巡回指導	窓口指導	巡回指導	窓口指導	巡回指導	個別指導	巡回指導	窓口指導	巡回指導	個別指導	巡回指導	窓口指導	巡回指導	個別指導
平成27年度	442	96	2	15	25	656											
平成28年度	407	211	2	16	28	614											
平成29年度	405	154	3	15	22	616											

(単位:回、件)

(イ) 地域活性化事業

事業内容
経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経営改善普及事業(経営相談事業)	32,129	27,875	29,391
経営改善普及事業(地域活性化事業)	4,302	4,309	4,309

公益財団法人東京都私学財団

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項及び第8項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都私学財団	平成30年10月10日から同月16日まで	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	生活文化局	平成30年10月9日及び同月17日	

(注) 公益財団法人東京都私学財団が行っている助成事業の相手方のうち、A、B及びCについて、関係人として調査を実施

2 団体の概要

設立の目的	東京都内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、東京都民の修学上の経済的負担を軽減するための総合的な援助を行い、もって東京都における教育文化の高揚に資することを目的として設立
主な沿革	昭和40年12月 社団法人東京都私学退職金社団設立 昭和56年6月 財団法人東京都私立学校教育振興会設立 平成15年4月 財団法人東京都私立学校教育振興会が社団法人東京都私学退職金社団を統合し、財団法人東京都私学財団発 平成23年4月 東京都の公益認定を受け、公益財団法人へ移行
事業の概要	私立学校における教育環境の充実及び向上に資する事業 ・ 都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援を行う事業等
所在地	東京都新宿区神楽河岸1番1号
組織	事務局4部
人員	役員27名(理事長1名、専務理事1名、理事22名、監事3名、専務理事を除き非常勤) 職員45名
出せん	基本財産13億7,500万円のうち、2億円(14.5%)
補助金(表1)	145億2,560万余円(平成28年度交付額) 218億4,587万余円(平成29年度交付額)
事業の委託(表2)	4億5,783万余円(平成28年度委託料) 5億1,664万余円(平成29年度委託料)
職員の派遣等	非常勤役員1名及び非常勤職員11名を都から派遣
東京都監理団体等との関係	都は公益財団法人東京都私学財団を報告団体とし、補助金等交付要綱等に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成30年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立専修学校 教育環境整備 費補助金	同上	私立専修学校等耐震 化事業費助成事業 校舎の耐震補強工 事等に要する経費 の一部を助成する 事業に要する経費 (補助率：10/10)	324,475	306,248	324,167
私立専修学校 教育環境整備 費補助金	同上	私立専修学校等耐震 化事業費助成事業 校舎の耐震補強工 事等に要する経費 の一部を助成する 事業に要する経費 (補助率：10/10)	1,130,952	52,182	231,622
私立専修学校 教育環境整備 費補助金	同上	私立専修学校等耐震 化事業費助成事業 校舎の耐震補強工 事等に要する経費 の一部を助成する 事業に要する経費 (補助率：10/10)	403	1,854	3,477
私立専修学校 教育環境整備 費補助金	同上	私立専修学校等耐震 化事業費助成事業 校舎の耐震補強工 事等に要する経費 の一部を助成する 事業に要する経費 (補助率：10/10)	799,049	410,356	285,549

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立専修学校 教育環境整備 費補助金	同上	私立専修学校等耐震 化事業費助成事業 校舎の耐震補強工 事等に要する経費 の一部を助成する 事業に要する経費 (補助率：10/10)	4,410	7,092	-
私立専修学校 教育環境整備 費補助金	同上	私立専修学校等耐震 化事業費助成事業 校舎の耐震補強工 事等に要する経費 の一部を助成する 事業に要する経費 (補助率：10/10)	-	286,011	281,604
私立専修学校 教育環境整備 費補助金	同上	私立専修学校等耐震 化事業費助成事業 校舎の耐震補強工 事等に要する経費 の一部を助成する 事業に要する経費 (補助率：10/10)	2,072,786	834,248	802,253
私立専修学校 教育環境整備 費補助金	同上	私立専修学校等耐震 化事業費助成事業 校舎の耐震補強工 事等に要する経費 の一部を助成する 事業に要する経費 (補助率：10/10)	71,129	70,580	69,708



補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立高等学校 等老朽校舎改 築促進事業補 助金	同上	私立高等学校老朽校舎改築促進事業 平成8年度から平成12年度までの私立高等学校老朽校舎改築促進事業のため財団法人東京振興会(当時)が金融機関等から借り入れたたて原資に対する利子と公益財団法人東京都私立学校教育振興会(当時)が金融機関等から借り入れたたて原資に対する利子と公益財団法人東京都私立学校教育振興会が受取る利子との差額(補助率:10/10)	9,299	6,189	3,491
			老朽校舎改築促進対策利子補助事業 平成13年度から平成24年度までの日本私立学校振興・共済事業団から資金を借り入れた学校設置者が負担する利子の一部を助成する事業に要する経費(補助率:10/10)	7,785	4,582
小計			17,084	10,772	6,551
私立高等学校 等入学支度金 貸付利子補給 補助金	同上	学校設置者が、生徒の保護者に対し、入学時に必要な費用を無利息貸付する場合に、その貸付原資を融資する入学支度金貸付資金融資事業のために公益財団法人東京都私立学校教育振興会から借り入れた原資に対する利子の補助(補助率:10/10)	7,815	6,547	5,911
			学校設置者が、生徒の保護者に対し、入学時に必要な費用を無利息貸付する場合に、その貸付原資を融資する入学支度金貸付資金融資事業のために公益財団法人東京都私立学校教育振興会から借り入れた原資に対する利子の補助(補助率:10/10)	7,815	6,547

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立高等学校 海外留学推進 補助金	同上	学校設置者が、生徒に対し、教科書の給与事業を行う場合に、必要な経費の一部を助成する私立高等学校定時制・通信教育振興奨励費助成事業に要する経費(補助率:10/10)	319,150	364,589	422,229
私立学校省エ ネ設備等導入 事業費補助金	同上	ICCT(注2)を活用した教育・学習方法の改善に向けた取組に要する経費の一部を助成する私立学校ICCT教育環境整備費助成事業に要する経費(補助率:10/10)	297,286	462,464	604,464
私立学校教員海外 派遣研修事業 費補助金	同上	東京都地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネルギー診断の結果を踏まえ省エネ設備を導入する学校に対し、その経費の一部を助成する私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業に要する経費(補助率:10/10)	-	518,396	684,028
私立学校教員海外 派遣研修事業 費補助金	同上	英語指導力向上のため教員海外派遣研修を行う学校に対し、経費の一部を助成する私立学校教員海外派遣研修事業費助成事業に要する経費(補助率:10/10)	-	19,215	13,349

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立高等学校 外部検定試験 料補助金	公益財団法人 東京部私 学財団事 業交付要 綱	学校が行う、生徒の英 語力の向上を目的と した外部検定試験の 試験料相当額を助成 する私立高等学 校外部検定試験料助成事 業に要する経費 (補助 率：10/10)	-	-	116,815
私立学校外国 語指導助手活 用事業費補助 金	私立学校外 国語指導助 手活用事業 費補助金交 付要綱	J E Tプログラム(注 3)参加者を英語指導 助手として活用する 学校に対し、経費の一 部を助成する私立学 校外国語指導助手活 用事業費助成事業に 要する経費 (補助率： 予算内)	436,369	648,694	724,873
私立学校退職 手当補助金	私立学校退 職手当補助 金交付要綱	標準給与月額1,000 分の110に相当する教 職員退職資金事業の 掛金のうち標準給与 月額の1,000分の36 に相当する経費 (補助 率：10/10)	3,928,530	3,945,240	3,962,381
私立高等学 校等特別奨 学金補助金	私立高等学 校等特別奨 学金交付要 綱	東京都内に住所を有 する生徒の授業料の 一部を助成する私立 高等学 校等授業料軽減 助成事業に要する 経費 (補助率：10/10)	5,078,452	5,505,972	12,488,230 (注4)
私立高等学 校等奨学給付 金補助金	私立高等学 校等奨学給 付金交付要 綱	東京都内に住所を有 する生徒の授業料以 外の教育費を助成す る私立高等学 校等奨 学給付金助成事業に 要する経費 (補助率： 10/10)	544,429	924,539	1,040,975

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
育英資金貸付 事業費補助金	公益財団法 人東京都私 学財団育英 資金貸付事 業費補助金 交付要綱	東京都内に住所を有 する国立又は私立 の高等学校等の生徒 に対し、学資金の一部 を無利息で貸し付け る東京部育英資金貸 付事業において、当年 度に必要な貸付原資 から当年度の返還金 額等を控除した金額 (補助率：10/10)	776,511	633,448	227,865
合計			14,304,001	14,525,607	21,845,879

(注1) Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器) の略  
(注2) Information and Communication Technology (情報通信技術) の略  
(注3) 総務省、外務省、文部科学省及び一般社団法人自治体国際化協会が実施する  
The Japan Exchange and Teaching Programme (語学指導等を行う外国青年招致事業) の略  
(注4) 前年度に比べ補助単価が増額していることから交付額も増額している。詳しくは、6 6  
頁参照

(表2) 委託事業 (単位：千円)

事業名	委託料		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託	295,477	457,835	444,056
私立小中学校等就学支援実証事業における支援金支 給事務に関する委託	-	-	72,591
合計	295,477	457,835	516,648

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京都私学財団(以下「財団」という。)の補助対象事業について、  
主に、補助金の算定は適切に行われているか、目的に沿って適切に行われているかなどの観点  
から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。  
なお、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、財団の助成事業の相手方について、関  
係人として調査を行った。その概要は次のとおりである。

ア 実施理由

東京都耐震改修促進計画を受け、局は私立学校安全対策促進事業費補助事業を推進してい  
る。補助額は、財団の私立専修学校等耐震化事業費助成事業等の助成額により算定され、ま  
た、財団の助成額は、私立学校設置者の実績報告により算定されることから、財団の助成事

業が申請等に沿って実施されているかについて関係人調査を実施する。

イ 助成事業の年間スケジュール

私立専修学校等耐震化事業費助成事業		私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	
4月1日以降に実施し、翌年2月末までに完了する工事を助成対象としている。			
6月	申請書類の受付 財団が設置している私立専修学校等耐震化事業費助成審査会(構成メンバー8名のうち建築構造設計実務経験者2名)等による審査及び助成金交付決定 現地調査 実績報告書類の受付及び助成金の交付	8-9月	申請書類の受付 財団が設置している私立学校非構造部材耐震対策工事費助成審査会(構成メンバー9名のうち建築構造設計実務経験者2名)等による審査及び助成金交付決定 現地調査 実績報告書類の受付及び助成金の交付
7月		11-12月	
8-翌2月		翌3月	

ウ 調査を行った私立学校設置者に係る助成事業の実績

監査対象年度について見ると、表8のとおり、私立専修学校等耐震化事業費助成事業の実績は9件、また、私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業の実績は151件であり、このうち3件について、技術的観点も踏まえて調査した。調査を行った私立学校設置者及び学校に係る助成事業の実績は表3のとおりである。

(表3) 調査を行った私立学校設置者及び学校に係る助成事業の実績

私立学校設置者 (学校名)	調査 実施日	助成金の種類 私立専修学校等耐震化事業費助成金(耐震補強工事)	助成金交付額		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	平成30年 11月12日	私立学校非構造部材耐震対策工事費助成金	117,079	20,412	0
B			12,355	8,967	20,429
C					
E					
F			43,603	0	3,945

(単位：千円)

(2) 事業実績

局は、公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱等に基づき、財団に対し、私立学校教育振興資金融資利子補給補助金等の17の補助事業を行っており、財団は局から交付された補助金を基に、私立学校設置者等に対し、振興資金融資事業等の21の事業を行うことにより、私立学校における教育環境を充実及び向上させるとともに、都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援を実施している。

(3) 局が財団に交付している補助金に係る検査について

平成27年度から検査外部監査の結果に基づき、局は、補助金に関する検査について改善し、平成29年度からは検査基本計画を策定し、これに基づき実施することとしている。

同計画は、検査対象年度について、原則として前年度分とし、検査対象事業を毎年度検査する私立高等学校等授業料軽減助成金事業及び私立高等学校等奨学給付金事業と各年度に別途選定して検査する事業とに分け、それぞれ、財団の定める交付要綱に基づき、財団が交付先からの提出書類を適正に審査した上で助成金を交付しているか等について検査することとしている。また、各年度に別途選定して検査する事業の選定基準について、過去5年度において検査対象になっていない事業を検査対象とする等の基準を設け、財団からの交付金額の大きい交付先等についても検査することとしている。

平成29年度は、平成28年度の私立高等学校等授業料軽減助成金事業及び私立高等学校等奨学給付金事業のほか、私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業、私立専修学校等耐震化事業費助成事業及び私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費助成事業について検査を行ったところ、局は適正に執行されていたとしている。監査の結果、別項指摘事項等もあるので、更なる検査の充実が望まれる。

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励助成金交付事務を適正に行うべきもの

財団は、私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励助成金交付要綱に基づき、有職である生徒等に教科書等の給与事業を実施している東京都の区域内にある私立高等学校定時制課程又は通信制課程の設置者に対し、助成金を交付している。

同助成金交付要綱第7条は、助成事業者は、助成対象事業を完了したときは、実績報告書に同助成金事業に係る収支決算書を添付して、事業の完了の日から起算して30日以内又は3月10日のいずれか早い期日までに財団理事長に提出することとしている。

ところで、助成金の交付事務手続について見たところ、申請のあった3校に対して財団が収支決算書を3月11日以降に提出させている状況が認められた。

財団は、私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励助成金交付事務を適正に行われない。

(公益財団法人東京都私学財団)

イ 個人情報取扱事務を適正に行うべきもの

財団は、私立高等学校等授業料軽減助成事業等の事業に必要な私立学校の生徒や保護者の個人情報を取り扱うに当たり、公益財団法人東京都私学財団個人情報保護規程(平成23年4月1日制定)を定めている。

ところで、助成金の交付事務において取り扱う個人情報の手続について見たところ、次のとおり適正でない状況が認められた。

(ア) 保有個人情報取扱事務に係る目録の一般の閲覧について

財団は、取り扱っている個人情報の項目等を把握するために目録を作成し、保有状況を明確にし、開示請求等に対応する観点から、目録を一般の閲覧に供するものと規定しているにもかかわらず、一般の閲覧に供していない。

(イ) 保有の必要がなくなった保有個人情報について

財団は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならないとしているにもかかわらず、表4のとおり、保存期間経過後に文書等を廃棄していない。

財団は、個人情報取扱事務を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都私学財団)

(表4) 財団の助成事業に係る保有個人情報の廃棄状況

番号	助成事業名	保存期間	保存期間経過後の廃棄の有無
1	私立高等学校等授業料軽減助成事業	5年	生活保護受給証明書などについて廃棄していない。
2	入学支度金貸付資金融資事業	5年	金銭消費貸借契約証書などについて廃棄していない。

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 私立専修学校教育環境整備費助成事業の助成金交付事務について

財団は、公益財団法人東京都私学財団私立専修学校教育環境整備費助成金交付要綱に基づき、教育設備等を整備する私立専修学校の設置者に対し、助成金を交付している。

同助成金交付要綱第9条は、助成金の交付を受けようとする設置者は、事業計画書に購入等に関する見積書等を添付して財団理事長に提出することとしている。

ところで、財団は、本助成金の交付に当たって、購入等の価格が経済的に合理的なものであることを検証する必要がある。

財団が行っているその検証状況について見たところ、パソコン入用品については複数の事業者による見積結果の提出を求める一方、これ以外のものについては財団がインターネット上の価格を調査するなどとしているものの、表5のとおり、申請者に対し、複数の事業者による見積り又は入札結果を求めない事例が認められた。

この申請内容を見ると、複数の事業者による見積り等の結果を提出させることにより、購入等の価格が経済的に合理的であることを検証できるものとなっている。

財団は、私立専修学校教育環境整備費助成金事業の助成金交付事務に当たり、見積り等の結果を適切に求めることが望まれる。

(公益財団法人東京都私学財団)

(表5) 複数の事業者による見積り又は入札結果により購入価格を検証すべき平成29年度の事例

(単位：千円)

申請者名	申請内容	購入価格	助成金額
G	テレビ映像設備一式ほか	18,751	9,225
H	プロジェクター一式	3,189	1,568
I	印刷機一式	4,590	2,258
J	印刷機一式	3,584	1,763
K	音楽実習用ピアノ一式	4,252	2,091
L	印刷機ほか	2,998	1,475
M	音響舞台装置	2,575	1,266
N	学生実習用パソコン一式	4,122	2,028
O	パソコン一式	3,162	1,555

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(1) 私立学校教育振興資金融資利子補給事業

局は、財団が行っている振興資金融資事業において、財団が融資の原資として金融機関から借り入れた資金に対する支払利息について、借入利率が、4%以上の場合は4%の利子、4%未満の場合は借入利率に係る利子補給を行っている。

財団は、当該事業において、私立学校における教育環境の整備及び経営の安定化を図るため、金融機関から原資を借り受け、私立学校の設置者(以下「設置者」という。)に対し、教育振興資金として貸付けを行っている。

なお、局は、財団が金融機関から借り受けている原資及びその利子について、金融機関と損失補償契約を締結し、各年度の財団の金融機関からの借入限度額は、平成27年度、平成28年度及び平成29年度とも、8.0億円となっている。

平成27年度、平成28年度及び平成29年度の事業実績は、表6のとおりである。

(表6) 補助事業実績等

(単位：件、千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
借入金期末残高	27,871,600	27,108,295	25,577,992			
支払利息額(補助対象経費)	427,389	372,735	350,707			
補助金額	427,389	372,735	350,707			
融資実績	施設設備資金	件数	21	19	16	
		金額	1,812,900	3,648,400	1,693,500	
		運営資金	件数	6	7	8
		金額	74,000	83,000	164,000	
		つなぎ資金	件数	7	3	1
金額	188,000	90,000	50,000			
合計	件数	34	29	25		
金額	2,074,900	3,821,400	1,847,500			

(2) 私立専修学校教育環境整備費補助事業

局は、財団が行っている私立専修学校教育環境整備費助成事業に対し、その助成額を補助している。

財団は、当該事業において、私立専修学校の設置者が、高等課程及び専門課程の教育条件の充実を図るため、図書、教育設備装置等を整備する際に、経費の2分の1以内の金額で助成を行っており、その実績は、表7のとおりである。

(表7) 補助事業実績等

(単位：件、千円)

項目	平成27年度			平成28年度			平成29年度			備考
	件数	助成対象経費	補助金額	件数	助成対象経費	補助金額	件数	助成対象経費	補助金額	
図書等	78	154,119	74,418	94	162,449	81,200	86	154,228	75,833	助成対象経費(50万円以上300万円未満)の2分の1以内
助成金	70	517,688	250,057	63	450,118	248,334	66	504,816	248,334	
教育設備	70	517,688	250,057	63	450,118	248,334	66	504,816	248,334	助成対象経費(300万円以上2,000万円未満)の2分の1以内
装置助成金	70	517,688	250,057	63	450,118	248,334	66	504,816	248,334	
合計	324,475	671,807	324,475	306,248	612,567	306,248	324,167	659,044	324,167	